

令和3年7月28日

〒060-0004

札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろうビル4階

適格消費者団体 認定NPO法人 消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 殿

FAX 011-221-5887

〒107-0052

東京都港区赤坂2丁目12番12号

Martial Arts 赤坂溜池山王ビル5階

NN赤坂溜池法律事務所

電話 03-6459-1993

FAX 03-6459-1994

パラカ株式会社代理人

第一東京弁護士会

弁護士 成瀬 直邦（消費者問題対策委員会委員）

弁護士 山口 愛子

回答書

1 当職らは、パラカ株式会社（東京都港区愛宕2丁目5番1号代表取締役内藤亨。以下「通知人」といいます。）の代理人として、貴法人からの令和2年10月13日付「再申入れに関するご連絡」（以下「本書面」といいます）と題する書面に対し、以下の通り回答致します。

2 本書面1について

(1) 本件規定①について

今後については、通知人としては、利用者にわかりやすい表示ということで、他社に比べても大きな文字で分かりやすく記載しておりましたが、ご指摘の表示を削除いたします。

今後については、一般にも広く認知されておりますので、最大手他社と同じ表示とさせていただきます。

具体的な運用方法については平成30年9月回答書記載の通りです。

(2) 本件規定②について

今後については、通知人としては、利用者によりわかりやすい表示ということで、他社に比べても大きな文字で分かりやすく記載しておりましたが、ご指摘の表示を削除いたします。

今後については、一般にも広く認知されておりますので、最大手他社と同じ表示とさせていただきます。

具体的な運用方法は平成30年9月回答書記載の通りです。

3 本書面2について

対応を変更済みであることの記載は、他社も行なっておりませんし、昔の表示が一体何だったのかなど、利用者により無用な混乱を生じさせるだけだと考えますので、特に表示はいたしません。

4 本書面3について

平成28年7月以降に一旦1万円を払って出庫した利用者につきましては、連絡があった方に対しては同様の対応を行っております。

また、変更したことの表示は、他社も行なっておりませんし、利用者により無用な混乱を生じさせるだけだと考えますので、特に表示はいたしません。

5 最後に

以上の通り、ご回答申し上げます。通知人としては、本件については、貴法人からの要請に従い、誠実かつ真摯に対応をさせていただきます、適法かつ適切な対策を行い終了したものと考えております。

従いまして、本件につきましては、本書面を最終回答とし、これ以上の回答は差し控えさせていただきますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、ご質問等がある場合には、引き続き当職らまでご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

以上